


流通BMSセミナー2022

加工食品流通業界におけるインボイス制度対応

～「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」～

2023年3月

一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要・沿革

- **名称**  一般社団法人 日本加工食品卸協会

- **本部** 〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4江戸ビル4階
TEL : 03-3241-6568 FAX : 03-3241-1469

- **事業目的** 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

- **事業内容**
 - (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
 - (2) 加工食品卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
 - (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示
 - (4) 加工食品卸売業の経営者及び従業員の教育研修
 - (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要・沿革

- **沿革**
 - 1905年（明治38年） 大日本缶詰業連合会 設立
 - 1922年（大正11年） 缶詰普及協会 設立
 - 1927年（昭和 2年） 社団法人日本缶詰協会 設立
（現在の「日本缶詰びん詰レトルト食品協会」）
 - 1966年（昭和41年） 日本缶詰協会の内販部会342社が結集分離し
「全国缶詰問屋協会」が発足
 - 1977年（昭和52年） 日本加工食品卸協会 設立
 - 1993年（平成 5年） 農林水産省の社団法人化
 - 2012年（平成24年） 一般社団法人日本加工食品卸協会に組織変更

- **代表理事**

会 長	國分 晃	（国分グループ本社株式会社 代表取締役 社長執行役員）
副会長	佐々木 淳一	（株式会社日本アクセス 代表取締役社長 社長執行役員）
副会長	岡本 均	（伊藤忠食品株式会社 代表取締役 社長執行役員）
副会長	京谷 裕	（三菱食品株式会社 代表取締役 社長執行役員）

- **加盟会員**

正会員	94社
事業所会員	97社
賛助会員	126社
団体賛助会員	3団体（2022年3月末日現在）

目次

はじめに

I. インボイス制度について

1. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い
2. インボイス制度開始に向けた準備・対応ポイント

II. 具体的な対応（日食協対応指針）

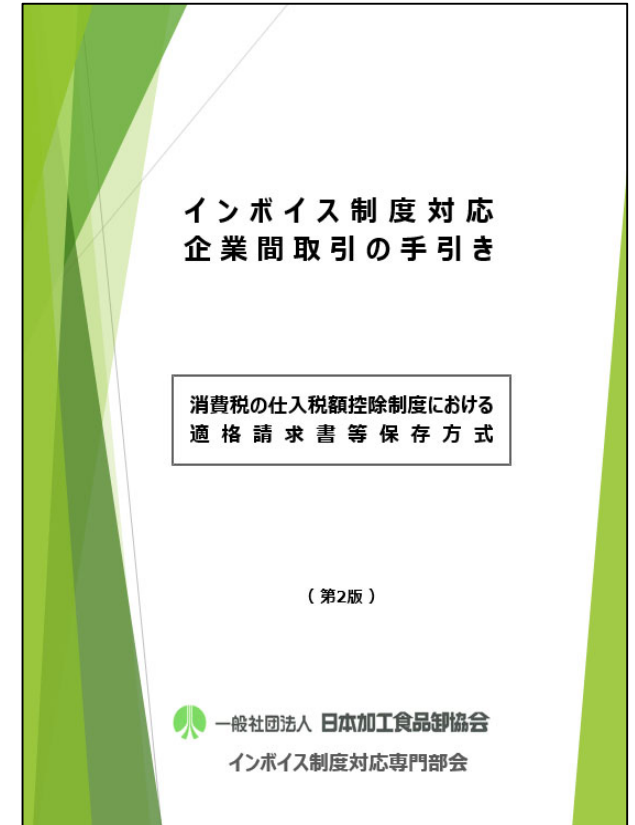
1. 基本指針
2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応
 - 2-1. 登録番号の通知と入手
 - 2-2. 登録番号の公開（共有）
 - 2-2. 登録番号の管理
3. 何をもちてインボイス（適格請求書）とするか
 - 3-1. 小売⇔卸間の対応
 - 3-2. メーカー⇔卸間の対応
4. 留意事項
 - 4-1. 複数書類又は電子データの「相互の関連性」について
 - 4-2. 「相手方への確認」について
 - 4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）
 - 4-4. 返還インボイスにおける年月日記載
（譲渡日:元納品日）記載
 - 4-5. 返還インボイスとリベート
 - 4-6. 振込手数料
5. インボイスの保存
6. 仕入税額控除
 - 6-1. 税額計算の検討
7. 経費精算等
8. 免税事業者への対応
 - 8-1. 経過措置の適用
 - 8-2. 注意・配慮事項
9. 小売・メーカーへの依頼事項
 - 9-1. 小売への依頼
 - 9-2. メーカーへの依頼

おわりに

はじめに

私ども一般社団法人日本加工食品卸協会（以下、日食協）では、現行の請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なくインボイス制度に対応することを目的として、2020年6月当協会内に「インボイス制度対応専門部会」（以下、専門部会）を立ち上げ、当協会（卸売業として）の対応指針として、**「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」第1版を日食協HPに2021年5月公開**し、その後、**第2版を2022年3月に公開**しましたので、本書がインボイス制度への対応を進めるうえで、各事業者の一助となれば幸いです。

※日食協HP <http://nsk.c.ooco.jp/>



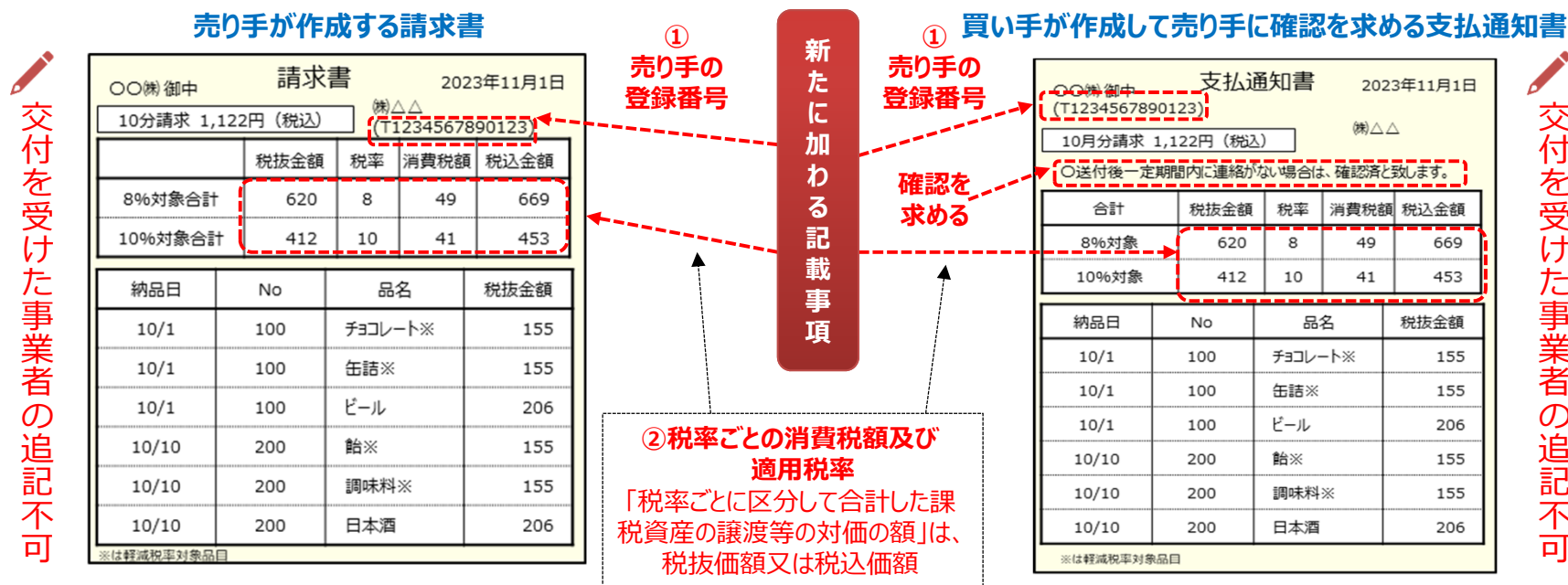
インボイス制度対応専門部会メンバー 企業（50音順）※敬称略

- 企業名 : 伊藤忠食品(株)、加藤産業(株)、国分グループ本社(株)、(株)日本アクセス、日本酒類販売(株)、三井食品(株)、三菱食品(株)
- ご協力 : e-お菓子ねっと（全国菓子卸商業組合連合会、(株)種清、(株)山星屋）
- オブザーバー : 一般財団法人 流通システム開発センター

I . インボイス制度について

1. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

区分記載請求書等保存方式（現行）		適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）
請求書等 (支払通知書等含む)	<ul style="list-style-type: none"> ① 発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 受領者の氏名又は名称 ⑤ 軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑥ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記⑤⑥は、交付を受けた事業者の追記可 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可	左記に加え ① 発行者の登録番号 ② 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額 ※ 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書の場合、登録番号は売り手のものを記載する ※ 交付を受けた事業者の追記不可 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可



1. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

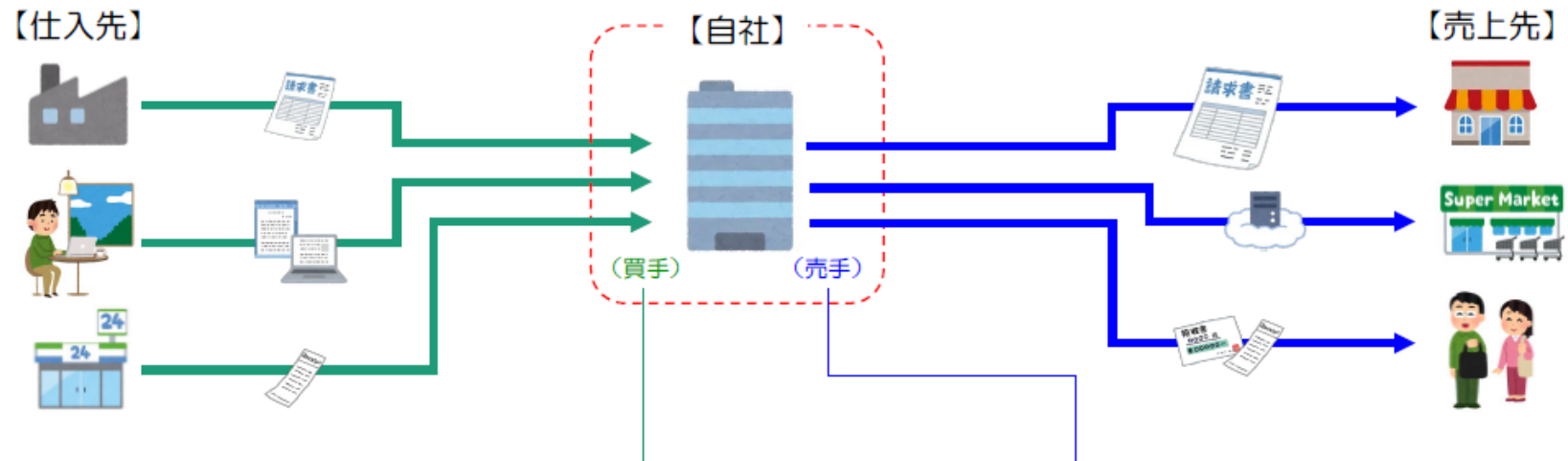
区分記載請求書等保存方式（現行）		適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）
仕入税額控除の要件	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の 経過措置あり 2023年10月～2026年9月80%控除可 2026年10月～2029年9月50%控除可 ただし、免税事業者から受領する区分記載請求書等及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が要件
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可	一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可
	3万円未満の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
保存 (電磁的記録により提供を行った(又は受けた)場合)	売り手 : 保存義務なし 買い手 : 保存不要 (消費税法基本通達11-6-3)	売り手 : 保存義務あり 買い手 : 仕入税額控除の適用を受けるためには、保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度	登録制度なし	2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税売上げ 原則：「割戻し計算」 特例：「積上げ計算」（課税仕入れの消費税額も「積上げ計算」を選択しなければいけない） ● 課税仕入れ 原則：「積上げ計算」 特例：「割戻し計算」（課税売上げの消費税額を「割戻し計算」を選択している場合に限る）
売上税額の計算の特例★	軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例★	軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

★:税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が、5千万円以下の事業者)のみに適用が認められます。

I. インボイス制度について

2. インボイス制度開始に向けた準備・対応ポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



● 買手としての準備・対応の一例

※ 簡易課税を適用すれば、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除可能

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取る請求書等が、インボイス対応しているか**を確認
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**
- 取引先等と**取引条件を交渉する社員や調達に関する社員・部門への周知**

● 売手としての準備・対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか検討・決定**
- **自身が作成している書類**（請求書、納品書、レシート）を把握し**何をインボイスとするかの検討**
- **どのように見直せばインボイスとして記載事項を満たすか**を検討
（税率、税額、登録番号の記載や端数処理）
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討
（電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど）

※出典：令和5年2月 財務省主税局税制二課「インボイス説明資料」（未投稿）資料より

Ⅱ. 具体的な対応 (日食協対応指針)

具体的な対応（日食協指針）

1. 基本指針

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

4. 留意事項

5. インボイスの保存

6. 仕入税額控除

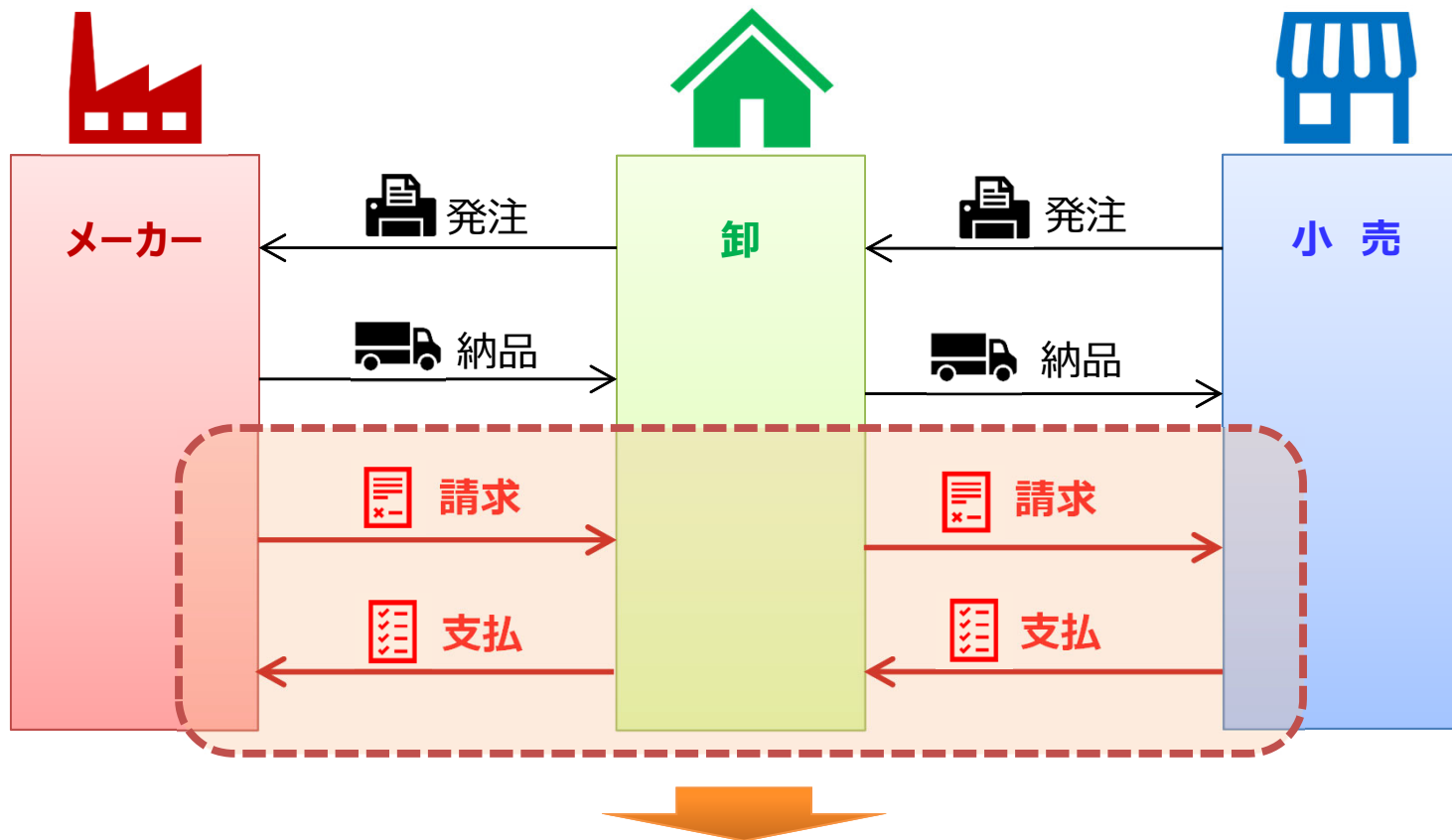
7. 経費精算等

8. 免税事業者への対応

9. 小売・メーカーへの依頼事項

1. 基本指針

💡 受発注・物流など、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応とする。



運用変更、システム改修は、経理処理を中心に 最小限に抑え、
受発注・物流等への影響を極力及ぼさない対応を推奨する。

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

手引書
P.44

2-1. 登録番号の通知と入手

 推奨スケジュール

備考: 令和5年税制改正案
2023年4月以降の登録申請であっても、9月30日までに行われたものについては、インボイス制度が始まる10月1日に登録を受けることが可能。

国税庁ホームページにて登録番号検索が可能

登録申請
受付開始









2021年10月1日

制度開始日に登録を受ける
場合の原則的な期限

2023年3月31日

適格請求書等
保存方式開始

2023年10月1日

	2021年	2022年	2023年
1-1. 登録申請	10/1 		3/31
1-2. 取引先への登録要請	10/1 		3/31
1-3. 登録番号の通知		 	4/30
1-4. 登録番号の入手		 	6/30
1-5. 登録番号の管理			 

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

2-2. 登録番号の公開（共有）

メーカーと卸の適格請求書発行事業者の登録番号を 当協会HPに公開（共有）

各事業者の取引先である卸とメーカーの登録番号を個々に収集するのではなく、ご承諾いただいた各社の登録番号を当協会にて一括収集し、各社における登録番号収集を円滑に進める一助とすべく、その登録番号を公開しました。

※ 各社の登録番号のご提供にご協力ください。

2022年12月上旬に各社へ依頼メール発信済み。

- メーカー：(株)ジャパン・インフォレックス様にご協力いただき、商品情報登録企業の約7,000社に依頼。
- 卸：当協会の会員へ依頼。



- 公開：1回目：2023年1月末までの収集分を2月2日公開（1,275社）
：2回目： // 年3月末までの収集分を4月初旬に公開予定
- 形式：Excel形式（社名（五十音順）、登録番号、課税・免税事業者判別）
- 公開終了：2023年12月末

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

2-3. 登録番号の管理



売手が交付する請求書等に対し、**買い手が交付する支払通知書等にて返品や違算を通知する場合**は、売手に代わり修正した適格請求書（修正インボイス）や適格返還請求書（返還インボイス）を売手の確認を受けることを条件に、**支払通知書に売手の登録番号の記載が必要**となる。



自社の登録番号のみならず、メーカーと小売の登録番号を管理する必要がある。
現状の取引実態に照らし合わせ、管理範囲及び方法を検討する。

☑ マスター等での管理

仕入先（メーカー）マスター、得意先（小売）マスター等に登録番号（14桁）の項目を用意し、適時追加・変更ができるよう準備する。

【備考】

マスター項目のシステム改修にあたっては、登録番号項目の他に、以下の項目が必要になる場合がありますので、もし既存のマスターにない場合は、必要可否を検討のうえ準備する。

- 免税事業者等かの判別 → 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の判別等に必要。
- 適格請求書発行事業者である期間又は登録取消年月日、登録失効年月日。

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか



指針

インボイス

卸とメーカー、小売との取引におけるインボイスは、**請求書及び支払通知書**とし、それぞれその要件を具備する。



単体
納品伝票類

日々の納品伝票等も当然ながらインボイスとなり得る重要な証票ですが、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応及び、業界の特徴として、非常に膨大なアイテム数を多頻度で扱い、かつ日々継続的に取引されている現状から、個々の納品伝票類にすべてインボイス要件を記載することは運用大きな負担であり、また、システム改修が膨大になることから、**納品伝票類単体での対応は、現状にそぐわないと判断**する。
※納品伝票等を単体としてインボイスとすることは、例外として取り扱う。



請求書

又は

支払通知書

+

納品伝票類

請求書あるいは支払通知書等において、品代明細の証票として納品伝票等を合わせてインボイスとする場合はOK。

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか



**「何をインボイスとするか」は、現状の運用を鑑み、
双方がその要件を整えることを相対で確認・合意する。**

※対応を統一できないかとの問合せがあるが、卸は多種多様な取引先があり、
統一するのは難しい → **できるだけ当協会の推奨パターンにて対応してください。**



紙の請求書・支払書と請求・支払EDIデータのどちらをインボイスとするか。



- 紙のみでインボイス記載要件が満たされていれば、紙をインボイスとする。
なおこの場合、EDIデータ交換を止めるということではない。
- EDIデータのみでインボイス記載要件が満たされていれば、紙をインボイスとする。
- 紙又はEDIデータのみでインボイス記載要件をすべて満たすことができない場合は、
紙とEDIデータを合わせてインボイスとする。

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか



当協会では、インボイス（請求書及び支払通知書）を
交付パターンと交付単位に整理。



交付パターン

何をもってインボイスとし、交付するかのパターン

①請求書のみ

請求書

②一括して

請求書



支払通知書

③支払通知書のみ

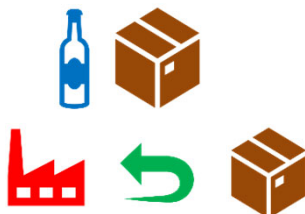
支払通知書



交付単位

インボイスをどの様に分けて交付するかの単位

①品代
(返品含む)



②割戻し・リベート類
(返還インボイスのみ)



③役務の提供



3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

3-1. 小売⇔卸間の対応

小売の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難である。



小売・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることを小売と事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ、④支払通知書での相殺の4パターンに整理。

返還インボイスに整理

交付パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代） 交付元	B（割戻し・リベート） 交付元	C（役務の提供） 交付元
①	請求書	卸	小売	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ 卸（請求書） + 小売（支払通知書）	◎ 小売（請求書） + 卸（支払通知書）	◎ 提供者（請求書） + 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	◎ 小売	卸	受益者
④	支払通知書での相殺		小売	小売

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-1. 小売⇔卸間の対応

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②、③を推奨する。**

交付パターン	交付パターン	インボイス	内 容	備 考
	①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
	②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
	③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	・小売の仕入れに基づく品代精算（請求レス） ・年間レポート等、卸通知による精算等。
	④	支払通知書での相殺	小売が卸に対するレポート請求、あるいは売り手としての役務の提供に関し、別途請求書を交付せずに、買い手として交付する支払通知書上で通知し、相殺する場合。	商品の譲渡（返還）と役務の提供が一つのインボイスになるケース。

交付単位	交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
	A 品代	卸	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、単価の修正（即引レポート）
		小売	支払通知書	小売確定の支払通知（インボイスの買い手交付）、卸の請求に関する修正インボイス、返品に関する返還インボイス
	B 割戻し レポート 類	小売	請求書	値引、割戻し、販促レポート等の返還インボイス
			支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載
		卸	支払通知書	小売の請求に関する修正インボイス、卸確定のレポート支払通知（返還インボイス）
	C 役務の 提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書（物流費・ギフトカタログ代等）
		受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書（インボイスの買い手交付）
		小売	支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

3-2. メーカー⇔卸間の対応

メーカーは、卸の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難であると想定。



メーカー・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることをメーカーと事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ
の3パターンに整理

返還インボイスに整理

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代）	B（割戻し・リベート）	C（役務の提供）
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	メーカー	卸	◎ 提供者
②	請求書+ 支払通知書	◎ メーカー（請求書）+ 卸（支払通知書）	◎ 卸（請求書）+ メーカー（支払通知書）	◎ 提供者（請求書）+ 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-2. メーカー⇔卸間の対応

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②**を推奨する。

交付パターン	交付パターン	インボイス	内 容	備 考
	①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
	②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	リポートの修正(差異)通知も支払通知となります。請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
	③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	卸の仕入れデータに基づく品代精算。年間リポート等のメーカー通知による精算等。

交付単位	交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
	A 品代	メーカー	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、単価の修正（即引リポート）
		卸	支払通知書	卸確定の支払通知（インボイスの買い手交付） メーカーの請求に関する修正インボイス 返品に関する返還インボイス
	B 割戻し リポート類	卸	請求書	値引、割戻し、リポート等の返還インボイス
		メーカー	支払通知書	卸の請求に関する修正インボイス メーカー確定のリポート通知（返還インボイス）
	C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書 (直送運賃・展示会コマ代・在庫保管料 等)
受益者		支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書 (インボイスの買い手交付)	

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

例1 : 請求書+支払通知書をインボイスとする（複数の書類を合わせて）

- 交付を受けたインボイス（請求書）に誤り等があったため、支払通知書を作成する
- 支払通知書は交付を受けた請求書との関連性を請求書により明らかにし、複数の書類を合わせて仕入明細書等としている
- 支払書に売上げに係る対価の返還等の内容を記載する場合に、継続して記載することで、仕入額から返品額を控除した金額を記載することも可能



インボイス（請求書+支払通知書）

○○(株) 御中		請求書		2023年11月1日 請求No.1000	
10月分請求金額 1,122円(税込)		(株)△△ (T1234567890123)			
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	620	8	49	669	
10%対象合計	412	10	41	453	
納品日	No	品名	税抜金額		
10/1	100	チョコレート※	155		
10/1	100	缶詰※	155		
10/1	100	ビール	206		
10/10	200	飴※	155		
10/10	200	調味料※	155		
10/10	200	日本酒	206		

※は軽減税率対象品目

合わせて

○○(株) 御中		支払通知書		2023年12月10日	
10月分支払金額 836円(税込)		(株)△△			
請求No.1000に対する					
○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。					
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	565	8	45	610	
10%対象合計	206	10	20	226	
納品日	No	品名	税抜金額	備考	
10/1	100	チョコレート※	-155	訂正	
10/1	100	チョコレート※	100	訂正	
10/10	200	日本酒	-206	返品	

※は軽減税率対象品目

修正

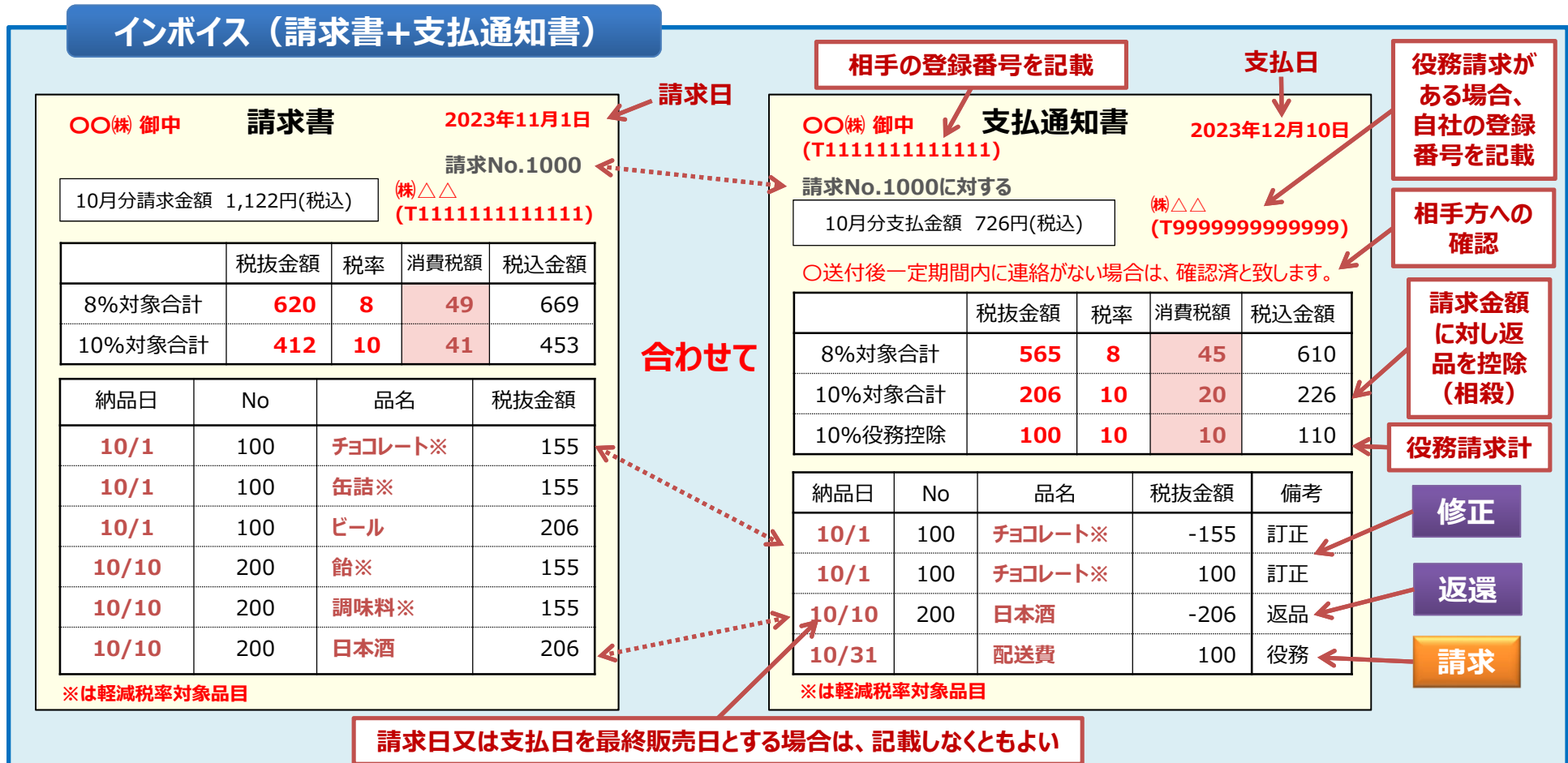
返還

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

例2：請求書+支払通知書をインボイスとする（複合ケース:インボイス、修正インボイス、返還インボイス）

- 請求書に対し支払通知書にて、照合結果の差異（追加・修正）記載と役務提供の請求をする場合
- 請求書と支払通知書との関連性を明確にする
- 支払通知書に対価の返還等の内容を記載する場合、継続して記載することで、仕入額から返品額を控除（相殺）した合計金額を記載できる
- 支払通知書にて、役務請求をする場合、仕入額より控除（相殺）はできず、別途合計金額を記載する（売り手が違うため）



4. 留意事項

4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について

複数の書類等と電子データ等又は、売り手と買い手が相互に交付するインボイスなどの書類等を一つのインボイスとする場合には、相互の関連性を明示する必要がある点に注意。

例1. 交付パターン② 請求書と支払通知書の例を一つのインボイスとする場合

請求書と支払通知書との相互の関連性。

- ① 請求番号にて関連づける
- ② 「請求期間××月××～××日分」にて関連づける
- ③ 「××月分請求+請求合計金額」等を記載し、関連づける
- ④ 請求年月日等を記載し、関連づける

どれかの方法で、相互の関連性を明示する

請求書 (左) と 支払通知書 (右) の相互の関連性を示す図解。

請求書 (左):

- 請求日: 2023年11月1日
- 請求番号: 100001
- ご請求期間: 10月1～31日分
- 請求金額: 2,180円 (税込)
- 納品日: 10/1 (チョコレート※), 10/10 (ビール)

支払通知書 (右):

- 請求日: 2023年11月20日 (2023年11月1日請求分)
- 請求番号: 100001に対する
- ご請求期間: 10月1～31日分に対する
- 請求金額: 2,180円 (税込)
- 支払金額: 1,960円 (税込)
- 納品日: 10/1 (チョコレート※), 10/10 (ビール)

※は軽減税率対象品目

売り手に代わり買い手が修正

4. 留意事項：4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について

例2. 交付パターン③ 支払通知書と伝票類又は電子データの例

支払通知書と仕入伝票（納品書）・返品伝票又は電子データとの相互の関連性。

- ① 伝票番号
② 納品日+伝票番号 } どれかの方法で、相互の関連性を明示する

〇〇(株) 御中 支払通知書 2023年11月1日				
T1234567890123		(株)△△		
10月分請求 492円(税込)				
・送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします。				
合計	売上額	消費税額等	控除(割戻し)	消費税額等
8%対象	300	24	-150	-12
10%対象	500	50	-200	-20
納品日	伝票No	金額(税抜)	備考	
10/1	100	800		
10/10	200	-350		

※は軽減税率対象品目

No.100 2023年10月1日
仕入伝票(納品書)

品名	数量	金額(税抜)
チョコレート※	1	100
缶詰※	1	200
日本酒	1	500

※は軽減税率対象

又は

EDI
入荷確定等
(納品確定)

データ項目は、
左記
伝票と同様

No.200 2023年10月10日
返品伝票

日付	品名	数量	金額(税抜)
9/10	飴※	1	-150
9/20	ビール※	1	-200

※は軽減税率対象

又は

EDI
返品通知等

データ項目は、
左記
伝票と同様

相互の関連性

納品日と伝票Noにて、
書類等の関連性を明示する。

(注) 対価の返還の元日付

- 支払通知書に商品明細まで記載した場合は、支払通知書の備考等に日付が必要となる。この場合、返品伝票をインボイスに含めなくてよい。
- 支払通知書、仕入伝票、返品伝票の全てをEDIとする場合は、元日付データ項目の持ち方に対し、事前の取り決めが必要。
 - ・支払通知書等データに設ける
 - ・返品データ等に設ける
 或いは、支払通知書等データと返品データ等の両方に設ける

4. 留意事項






4-2. 「相手方への確認」について



買い手がインボイス（支払通知書）を交付する場合、相手方への確認が要件とされているので、確認されている実態を明らかにする。

下記例を参考に検討する。

確認方法の例

ケース	内容
 ファクシミリ対ファクシミリ	ファクシミリ同士は相互に確認（記録）の通信を行っているため、そのまま相手方への確認があったものとします。
 インターネットや電子メールなどを通じて、相手方へ提供した場合	インターネットや電子メールは、システム上で確認（記録）を行っているため、そのまま相手方への確認があったものとします。
 EDIの電子データ等	EDIの電子データ等は、システム上で確認（記録）を行っているため、そのまま相手方への確認があったものとします。
 支払通知書等に確認の記載をする	支払通知書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨を記載又は別途通知文を添付して相手方に送付して確認を得る。
 基本契約等を締結又は記録を残す	「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載した基本契約等を締結又は記録書類を相手方に送付して確認を得る。

4. 留意事項

手引書
P.25,48,52

4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）



都度の修正インボイスは交付しないことを基本とする。



**継続的取引における請求書及び支払通知書等のインボイスに対する修正は、
次月以降の請求書又は支払通知書等で行うこととする。
(単月請求等は除く)**


交付パターン	インボイス	内容
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。
②	請求書＋支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。

- 次月以降の請求書にて修正する（発生した場合）。
- 買い手が修正箇所を発見した場合は、売り手に伝え、次月以降の請求書にて修正する。
- 次月以降の請求書又は支払通知書にて修正する。
- 売り手が間違いに気が付いた場合や買い手より間違いについて連絡のあった場合は、次月以降の請求書にて修正する。
- 買い手が間違いに気が付いた場合は、支払通知書にて修正する（連絡は各社相互合意で対応）。
- 次月以降の支払通知書にて修正する。
- 売り手が修正箇所を発見した場合は、買い手に伝え、次月以降の支払通知書にて修正する。

4. 留意事項

手引書
P.23,59

4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日:元納品日）記載

 現状の運用や取引実態に照らし合わせ、返還（返品・値引・割戻等）の基になった年月日（譲渡日）の記載を各社検討し記載する。

記載例		販売日：2023年11月1日の場合
	方法	記載
A	販売した年月日を記載（年月日又は年月）	2023年11月1日又は2023年11月
B	最終販売した年月日を記載（年月日又年月）	2023年11月1日又は2023年11月
C	前月末日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月30日又は2023年11月
D	請求締日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月20日又は2023年11月
E	販売した一定期間を記載（年月日～年月日）	2023年11月1日～2024年1月31日
F	販売した一定期間を記載（年月～年月）	2023年11月～2024年1月

- (備考) ・B～D：取引を合理的な方法により継続して行っている場合。
 ・課税期間より前に譲渡したものは、課税期間前の年月日の記載でよい。
 ・譲渡日（元納品日）の記載は、a明細ごとに記載することが基本ですが、以下例bの記載も可能です。

請求書 2023年11月1日

〇〇(株) 御中 10月分請求 492円(税込)

株式会社△△ (T1234567890123)

最終販売日:2023年9月20日

合計	売上額	消費税額等
8%対象	150	12
10%対象	300	30

納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考
10/1	100	チョコレート※	300	
10/1	100	日本酒	500	
10/10	200	飴※	-150	返品9/10
10/10	200	ビール	-200	返品9/20

※は軽減税率対象品目

b. 請求書鑑等に、取引明細中の直近「最終販売年月日」等のみを記載する。
 この場合、明細の飴とビールともに譲渡日（元納品日）は、2023年9月20日となる。

a. 取引明細ごとに記載に譲渡日（元納品日）を記載する（基本）。

4. 留意事項

4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日:元納品日）記載



現状、実際に売り上げた日付や仕入れた日付を記載することは困難

従って



最終販売日（最終売上日・仕入日）を記載してはどうか



以下を最終販売日（・・・までに売上げた。又は、仕入れた。）とすることをご検討ください。

●請求締日・支払通知日

（ご注意）

期間の場合は、From Toの記載になることから、返品等では、必ずしも正しいFrom日付をセットできないかも知れない。

※From日付より前に販売した返品などの場合。

From日付の特定が難しい。

4. 留意事項

手引書
P.55

4-5. 返還インボイスとリベート

⚠ リベートを再度確認・整理し、必要なインボイスを交付する



「販売奨励金」の種類		メーカー	卸売業	小売業	
① リベート ※販売数量に応じて支払われる奨励金	メーカー → 卸売業	売上割戻 8%	仕入値引 8%		対価の返還 返還 インボイス
	卸売業 → 小売業		売上割戻 8%	仕入値引 8%	
	メーカー → 小売業	売上割戻 8%		仕入値引 8%	
② 奨励金 ※発売日前注文等における奨励金		売上割戻 8%	仕入値引 8%		
③ 販路拡大に係るもの ※販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務の提供の対価 (仕入) 10%	役務の提供の対価(売上) 10%	通常の売上げ インボイス
④ 委託販売に係るもの ※委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 10%	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 10%	

(注)上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

4. 留意事項

4-6. 振込手数料

商習慣として、振込手数料は買い手が支払通知書にて相殺し支払っている場合がある。
その場合、その旨を記載していない場合がある



買い手が支払通知書に役務の提供等として記載し相殺する。
又は、買い手が請求書を発行する。

○○(株) 御中		支払通知書		2023年12月10日	
(T11111111111111)					
請求No.1000に対する		10月分支払金額 1,850円(税込)		○(株)△△ (T999999999999)	
○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。					
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	1,000	8	80	1,080	
10%対象合計	1,000	10	100	1,100	
10%役務控除	300	10	30	330	
納品日	No	品名	税抜金額	備考	
12/10		振込手数料	300	役務	
※は軽減税率対象品目					

又は

○○(株) 御中		請求書		2023年12月10日	
		10月分請求金額 330円(税込)		○(株)△△ (T999999999999)	
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	0	8	0	0	
10%対象合計	300	10	30	330	
納品日	No	品名	税抜金額	備考	
12/10		振込手数料	300	役務	
※は軽減税率対象品目					

備考:令和5年税制改正案



事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、**返還インボイスの交付を不要**とする。

※ 当協会では、振込手数料に関し、1万円未満に関係なく「役務の提供」としてインボイスを交付することを推奨しますが、1万円未満である振込手数料を値引きとし、返還インボイスを交付しない場合は、財務省「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」などを参考に各社相対で対応してください。

5. インボイスの保存



売り手（インボイス写し）と買い手（インボイス）ともに保存が必要。
どの様に保存するかは、現状に適した負担の少ない保存方法を検討し、保存の準備を行う。

保存媒体	内容
 紙書類	紙書類を保存するための保管庫の確保。 紙書類での保存は、膨大な保管スペースの確保とコストが掛かるものと想定されるので、できるだけ、電子データによる保存を検討する → EDIデータ交換への移行検討等。 ※消費税では、インボイス制度開始後も電磁的記録を出力書面に出力して保存することが可能。
 電子データ	電子データによる保存は電子帳簿保存法に準拠して保存する。 ① 電子帳簿等保存 帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものは、一定の要件の下、データのままで保存等ができる。 ② スキャナ保存 決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）は、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる。 ③ 電子取引データ保存 所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合は、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要。

保存方法の検討



備考

電子帳簿保存法の最新情報にご留意ください！

- EDI取引データ（請求・支払データ等）の保存方法は、次の保存方法が考えられます。
 - ① EDI取引データ（請求・支払データ等）そのままを保存する。
 - ② EDI取引データそのままを保存しなくとも、各社のフォーマット（インボイス記載要件が満たされている）に変換した後のデータを保存する。例えば、変換後の最終計上データ等。
この場合、その変換過程において取引内容が変更されるおそれがなく、合理的方法により編集したものなどに限る。
 ※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問29、「お問い合わせの多い質問」電取追2参照。
- インボイスの保存は、紙又は電子データとして保存することとなりますが、複数の紙あるいは複数の電子データ又は紙と電子データを合わせて一つのインボイスとする様な場合は、すべてを保存する必要があります。
 ※ 例えば、請求書もしくは支払通知書に品代等の明細がない時に、伝票又はEDIデータの明細を合わせてインボイスとする場合など。

5. インボイスの保存

EDIデータの保存



昨年6月末、電子帳簿保存法における電子取引データ保存に関し、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」が更新され、**EDI取引で授受した電子取引の取引情報そのものを保存しなくとも各社のフォーマット等に変換した後のデータを保存することも認められる。**取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータを保存。

この場合、注意事項があります

詳しくは、以下を参照し対応ください。



- 国税庁HP掲載 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf
- 日食協HP掲載 「電子帳簿保存法における電子取引データ保存について」
http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20220720_1.pdf

6. 仕入税額控除

6-1. 税額計算の検討



各社の会計処理の実務に適した計算方法を検討し選択する

仕入税額控除における消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても変わらないが、以下が選択できるようになる（課税仕入れに係る消費税額の算出は、原則積上げ方式となっている）。

- ① 売上税額計算→「積上げ計算」選択可：「適格請求書」等に記載のある消費税を積み上げて計算。
- ② 仕入税額計算→「割戻し計算」選択可：適用税率ごとに取引総額から割り戻して計算。

原則	売上税額計算	割戻し計算	
	仕入税額計算	積上げ計算	
特例	売上税額計算	積上げ計算	仕入税額計算も「積上げ計算」にしなければいけない
	仕入税額計算	割戻し計算	

7. 経費精算等



経費関係も受け取った請求書等がインボイス等に該当するか、否かの判断が必要となる



経費精算の支払先が
適格請求書発行事業者かどうか、
免税事業者かを取引ごとに管理する

想定される経費精算

- ① 業務委託など毎月発生する取引先への支払い
- ② 個人立替した経費の精算（飲食代、交通費等）



適格請求書発行事業者であるか？
免税事業者等であるか？ 判別する

- 適格請求書発行事業者の登録番号等で判断 → 国税庁ホームページ、自社の登録番号管理マスター等で確認。
- インボイス制度の導入後は、たとえ3万円未満であっても適格請求書（登録番号も記載されたレシートや領収書）が無ければ、消費税の仕入税額控除ができなくなる。
（但し、免除される取引(3万円未満の公共交通機関の運賃や自販機の購入)などは、現行どおり帳簿への記載のみで可)
- 支払いの際に受領した請求書、レシート、領収書等が適格請求書の要件を満たしているかを確認し、不備がある場合は、修正インボイスを交付してもらうなどの対応が必要。

【例】タクシー代の支払い 税込み2,200円

タクシー会社A



適格簡易請求書を受領
(登録番号あり)

タクシー会社B



レシートを受領
(登録番号なし)



課税事業者

200円
仕入税額控除**可能**

免税事業者

200円
仕入税額控除**不可**

経費
処理

※6年間の経過措置あり

8. 免税事業者への対応

8-1. 経過措置の適用



免税事業者等へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の交付を依頼
(区分記載請求書の保存が必要)



帳簿に区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、
経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する

8-2. 注意・配慮事項



仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として
取引条件の見直すこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、
見直しに当たっては、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう**
以下の点に注意する。

(詳しくは、財務省HP「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」参照)

- ① 取引対価の引下げ
- ② 商品・役務の成果物の受領拒否・返品
- ③ 購入・利用強制
- ④ 協賛金等の負担の要請等
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 登録事業者となるような懲憑等

消費税法の性質上、免税事業者も
自らの仕入れに係る消費税を負担して
おり、その分は免税事業者の取引価格
に織り込まれる必要がある点に
ご注意ください。

9. 小売・メーカーへの依頼事項

10-1. 小売への依頼

	対応事項	内 容
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に行ってください。 (改正で9月30日までとなりましたが、余裕をもって登録申請してください)
		速やかに取得した登録番号をご連絡ください(免税事業者はその旨)。 なお、遅くとも2023年6月末までに連絡ください。
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった(又は免税事業者になった)際は、速やかに連絡ください。
②	適格請求書	卸作成の請求書と納品書などの請求書以外の帳票の組み合わせでインボイスとする場合、帳票に関しての仕様変更や要望等は速やかに連絡ください。
③	支払通知書	支払通知書等の仕様変更(レイアウトなど)がある場合は、速やかに仕様及びサンプル等を提供ください。
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないようお願いします。
⑤	EDI仕様(流通BMS)	流通BMSの消費税軽減税率「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」に準拠した対応をお願いします。 また、流通BMSに関する仕様変更は、速やかな仕様の提供をお願いします。
⑥	EDI仕様(流通BMS以外)	請求データ、支払データなどのEDI交換を行っている場合、流通BMSへの切替えをご検討ください。
		請求データ、支払データなどのEDI交換を継続する場合、かつ、仕様の変更を行う場合は速やかに仕様の提供をお願いします。
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答をお願いします。
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかに案内願います。

9. 小売・メーカーへの依頼事項

10-2. メーカーへの依頼

	対応事項	内 容
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に行ってください。 (改正で9月30日までとなりましたが、余裕をもって登録申請してください)
		速やかに取得した登録番号をご連絡ください(免税事業者はその旨)。 なお、遅くとも2023年6月末までに連絡ください。
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった(又は免税事業者になった)際は、速やかに連絡ください。
②	適格請求書	卸側で仕入税額控除を行うため、記載事項を満たしたインボイス(請求書等)の作成をお願いします(卸側での追記は認められない)。
		販促レポート、役務等に相当するものは卸作成の請求書をインボイスとします。 (請求書と支払通知書を合わせてインボイスとすることも可)
③	支払通知書	違算内容等によっては、卸作成の支払通知書(販促レポート、役務等であればメーカー作成)も含めてインボイスするため、その場合は支払通知書も7年間保存してください。
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないようご注意ください。
⑤	EDI仕様	日食協標準EDIフォーマット仕様の項目追加などによる仕様変更等は、速やかに仕様提示してください。
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかに回答願います。
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかに案内願います。

おわりに



日食協として、手引書の指針則り、
小売及びメーカーとの相互の認識共有と
課題解決に努めてまいります。

インボイス制度開始まで約半年となりました。

早急に準備を進めてください。

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電話 03-3241-6568

FAX 03-3241-1469

URL <http://nsk.c.ooco.jp/>